

令和4年4月7日

保護者 様

たつの市立揖保川中学校
校長 堀 育美

令和4年度「特別警報」及び「警報」発令時の登校について

「特別警報」及び大雨・台風による暴風雨・大雪にかかる「警報」発令時の生徒の登校について、次のように対応いたします。

については、テレビ・ラジオ等の気象情報を確認して、下記のとおり対応をお願いします。

記

1 臨時休業

(1) 午前7時の時点で、たつの市に「特別警報」及び「大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪」のいずれかの「警報」(以下「警報」)が発令されているときは臨時休業とします。

※兵庫県南部や播磨南西部に「警報」が発令されている場合であっても、「たつの市」に発令されていない場合には、登校します。

(2) 午前7時以降、8時30分までに、「警報」が発令された場合も臨時休業となります。

2 登校途中、又は登校済みの場合

「警報」発令が登校中、又は登校済みの場合は、生徒の安全確保を最優先に適切に対応をします。

3 午前8時30分以降、「警報」が発令された場合

通学路の安全等を確認してから下校させる等の対応をします。生徒の安全確保を最優先に適切に対応します。

4 その他

(1) 「警報」が発表されていなくても、登校時の安全等に問題があるとたつの市教育委員会が判断したときには、別に連絡をいたしますのでその指示に従ってください。

(2) 「警報」発表に伴う臨時休業後は、授業時数確保のための措置(授業時数の補充、長期休業中に授業日を設定等)を速やかに行います。

(3) 「警報」による問い合わせは、緊急電話などが不通になると困りますので、ご遠慮下さい。

※裏面に「学校給食の対応について」があります。

令和4年4月7日

保護者 様

たつの市立揖保川中学校

校長 堀 育美

令和4年度「特別警報」・「警報」発令時の学校給食の対応について

大雨・台風による「特別警報」・「警報」発令時の学校給食について、次のように取り扱います。

記

- 1 午前7時の時点でたつの市に「特別警報」及び「大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪」のいずれかの警報が発令されているときは、その日の学校給食は中止とします。
※兵庫県南部や播磨南西部に「警報」が発令されている場合であっても、「たつの市」に発令されていない場合には、給食は実施します。
- 2 午前7時の時点で、警報が発令されていないが、午前8時30分までに警報が発令された場合は、その日の学校給食は中止とします。
- 3 午前8時30分以降に「警報」が発令された場合は、学校給食の中止の判断は学校の状況等により学校長が行い、緊急連絡メールにより連絡をします。